

定 款

一般社団法人 海外農業開発協会

一般社団法人海外農業開発協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人海外農業開発協会（英文では Overseas Agricultural Development Association）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区赤坂八丁目10番32号アジア会館に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、民間企業等又は政府若しくは政府機関に協力して、海外農業開発協力の効果的な実施に関する提言、民間企業等の行う海外農業開発協力に対する助言及び指導、情報の収集及び提供、調査研究等を行い、併せて、海外との人材・技術交流の高まりに鑑み我が国の農村地域振興及び人材育成・確保を行い、もって海外の地域における農業の開発及び我が国の農業・農業関連産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海外農業開発協力の効果的な実施に関する提言
- (2) 民間企業等の行う海外農業開発協力に対する指導及び助言
- (3) 海外農業開発協力に関する政府又は民間企業等の諸事業に対する協力
- (4) 海外農業開発協力に関する調査研究
- (5) 海外農業開発協力に関する情報の収集及び提供
- (6) 我が国農村地域振興に関する地域社会組織等との協働事業実施
- (7) 我が国農村地域振興に関する人材の育成・確保
- (8) 外国人技能実習生受入れ事業
- (9) 前各号の事業に必要な施設の設置運営
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外で行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
 - (2) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦され、入会を承諾した者
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した者
- 2 前項の会員のうち正会員、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、加入申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受け

なければならない。

- 2 前項に規定する加入申込書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 定款またはこれにかわるべき規程
 - (2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面
 - (3) その他この法人が必要と認めた書類
- 3 正会員は、その名称及び代表者の氏名又は主たる事業所に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。
- 4 正会員はあらかじめ会員の代表者として、その権利を行使する者を本会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 5 特別会員は入会承諾書を提出するものとする。
- 6 この法人の賛助会員になろうとする者は、所定の申込書を事務局に提出しなければならない。
- 7 賛助会員は、本会が発行する資料等の配布を受けるほか、理事長が適当と認める場合には本会の事業に参加することができる。

(経費の負担)

- 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、正会員でこの法人の事業に貢献すると認められる団体については、理事会の議決により、会費を減免することができる。
- 2 既納の会費は、これを返還しない。

(退会)

- 第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他規則に違反したとき
 - (2) の法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
 - (2) 総社員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、すべての正会員、特別会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定期総会として毎年度5月に1回開催する他、必要がある場合を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 理事長に事故があるときは、専務理事が総会を招集する。
3 社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、その総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1) 社員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権行使することができる。
この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が社員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
(2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3 理事長及び専務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査ができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の在任期間とする。
4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第30条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

(役員の損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項目の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の責任限定契約)

第32条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項目の規定により、外部理事又は外部監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項目の規定による最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が議長を務める。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

第39条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条の要件を満たしたときは、理事会へ報告することを要しない。ただし、第25条第3項に定める報告を除くものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算する場合に有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

2 事務局職員は、理事長が任免する。

第11章 雜則

(細則)

第49条 この定款において別に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は小林一彦とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

付記

- 1 平成24年3月21日 内閣総理大臣より一般社団法人として認可
- 2 平成24年4月1日 一般社団法人へ移行登記
- 3 平成24年5月24日 第38回定時総会にて一部改定(第23条第1項、第46条第2項)
決議
- 4 平成25年2月28日 臨時総会にて一部改定(第22条第2項、第36条第2項) 決議
- 5 令和2年10月2日 臨時総会にて一部改定(第4条第1項) 決議
- 6 令和6年5月27日 第50回定時総会にて一部改定(第31条、第32条) 決議